

政務活動費の指針の改定について

1 改定の経緯

- 令和3年7月～12月 政務活動費連絡会が政務活動費のあり方を検討（全11回開催）
令和3年9月27日 座長が政務活動費に係る様式の押印廃止について団長会に中間報告し、団長会が了承
令和4年2月4日 座長が検討結果を団長会に報告し、団長会が了承

2 改定内容

(1) 議長提出する領収書その他の証拠書類の形式について

議長提出する領収書その他の証拠書類の写しについては、次のとおり形式を定めることとした。

- ・ サイズはA4とし、向きは縦判に統一する。
- ・ 片面印刷とする。
- ・ 縮小コピーは行わないこととする

(2) 同一経費に係る一定期間分の領収書等の取扱いについて

従前の伝票の提出方法に加え、同一経費に係る一定期間分の領収書、レシート等は、まとめて1つの支出伝票で充当することができることを明記した。

① 1か月ごとにまとめることができる経費の例

- ・ 電車代、バス代
- ・ タクシー代
- ・ ガソリン代
- ・ 高速道路料金
- ・ 駐車代
- ・ 事務所の管理運営費等（電気・ガス・上下水道料金、燃料代等）

② 3か月ごとにまとめることができる経費の例

- ・ 事務所の賃借料
- ・ 事務所に附設する駐車場の賃借料
- ・ 車両のリース代
- ・ 事務機器等のリース代

(3) 社会保険労務士等の専門家に依頼する経費について

政務活動補助職員に係る税金や社会保険などの手続きを社会保険労務士、公認会計士及び税理士などの専門家に依頼する経費（専門家への報酬等）については、政務活動費を充当することができることを明記した。

(4) 押印の廃止に係る様式の改正について

次の様式について、押印を不要とした。

- ・ 「車両リース台帳」（第2号様式）
- ・ 「事務所台帳」（第5号様式）
- ・ 「政務活動費充当承認申請書」（第6号様式）
- ・ 「備品管理票」（第8号様式）
- ・ 「政務活動補助員出勤記録表」（第10号様式）

3 適用時期

令和4年4月に交付される政務活動費から適用する。